

令和5年瀬戸市議会9月定例会提出予定議案等の概要

1 条例及び単行議案関係

第51号議案	瀬戸市市税条例の一部改正について
担当課・係名	税務課 市民税係
1 条例改正の理由	法人税割の税率の特例を延長するに当たり、条例中所需の事項を改正するため。
2 条例改正の概要	(1) 主な内容 法人市民税の法人税割の税率の特例（100分の6.0を100分の8.4とするもの）を5年間延長する。 (2) 施行期日等 令和6年10月1日
3 条例改正に係る根拠法令	地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の4第1項
4 条例改正に伴う影響、効果等	標準税率の特例の延長により、インフラ更新費用の確保その他財政上必要な税収の確保が図られる。

第52号議案	瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について																																											
担当課・係名	市民課 市民係																																											
1 条例改正の理由	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正を考慮し、移動端末設備用利用者証明用電子証明書で印鑑登録証明書を交付するに当たり、条例中所要の事項を改正するため。																																											
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で印鑑登録証明書の交付を受ける場合に、個人番号カード（マイナンバーカード）に記録された個人番号カード用利用者証明用電子証明書に加え、移動端末設備（スマートフォン：現在はAndroid端末のみ対応）に記録された移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用し、印鑑登録証明書の交付を受けることができるようにするもの。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>規則で定める日から施行する。</p>																																											
3 条例改正に係る根拠法令	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）																																											
4 条例改正に伴う影響、効果等	<p>(1) 個人番号カードの交付率の増加に伴い、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から各種証明書の交付を受ける件数が増加している。</p> <p>(2) 個人番号カードを持ち歩かず、自宅等に保管している場合でも、移動端末設備を所持していれば、多機能端末機で印鑑登録証明書の交付を受けることができるようになり、利便性が高まる。</p> <p>※個人番号カード交付率推移（単位：％）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R5.1</th> <th>R5.2</th> <th>R5.3</th> <th>R5.4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>瀬戸市</td> <td>57.5</td> <td>61.7</td> <td>66.5</td> <td>70.1</td> </tr> <tr> <td>全 国</td> <td>60.1</td> <td>63.5</td> <td>67.0</td> <td>69.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※多機能端末機による証明書交付数推移（単位：枚）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>印鑑登録証明書</td> <td>819</td> <td>909</td> <td>1,638</td> <td>3,245</td> <td>5,305</td> </tr> <tr> <td>住民票の写し（参考）</td> <td>778</td> <td>1,036</td> <td>2,012</td> <td>4,061</td> <td>6,725</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,597</td> <td>1,945</td> <td>3,650</td> <td>7,306</td> <td>12,030</td> </tr> </tbody> </table>						R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	瀬戸市	57.5	61.7	66.5	70.1	全 国	60.1	63.5	67.0	69.8		H30	R1	R2	R3	R4	印鑑登録証明書	819	909	1,638	3,245	5,305	住民票の写し（参考）	778	1,036	2,012	4,061	6,725	合 計	1,597	1,945	3,650	7,306	12,030
	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4																																								
瀬戸市	57.5	61.7	66.5	70.1																																								
全 国	60.1	63.5	67.0	69.8																																								
	H30	R1	R2	R3	R4																																							
印鑑登録証明書	819	909	1,638	3,245	5,305																																							
住民票の写し（参考）	778	1,036	2,012	4,061	6,725																																							
合 計	1,597	1,945	3,650	7,306	12,030																																							

第 5 3 号議案	瀬戸市火災予防条例の一部改正について
担当課・係名	予防課 建築危険物係
<p>1 条例改正の理由</p> <p>対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、条例中所要の事項を改正するため。</p>	
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 変電設備等の設置について、キュービクル式以外のものについても、建築物等との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととするもの。</p> <p>イ 蓄電池設備</p> <p>(7) 規制の対象から除く蓄電池容量を「10キロワット時以下のもの及び10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの」に改め、また、火を使用する設備等の設置の届出について、容量が20キロワット時以下の場合は、消防長への届出を不要とするもの。</p> <p>(4) 雨水等の侵入防止措置の講じられた^{きょうたい}筐体に収められたものであれば、キュービクル式でなくてもよいこととするもの。</p> <p>ウ 固体燃料を用いた厨房設備について、離隔距離を新たに定めるもの。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を改正し、施行期日を令和6年1月1日とし、所要の経過措置を設ける。</p>	
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）</p>	
<p>4 条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>リチウムイオン蓄電池等新たな種別の蓄電池にも対応した蓄電池設備の基準に改正し、及び蓄電池容量の規制を緩和することにより、脱炭素社会の実現に向けて、更なる蓄電池設備の普及が見込まれる。また、固定燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めることにより、木炭を燃料とする厨房設備の実用性の向上が見込まれる。</p>	

第54号議案	瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
担当課・係名	こども未来課 こども未来係
1 条例改正の理由	放課後児童支援員の要件に係る事項を改めるに当たり、条例中必要の事項を改正するため。
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>こども家庭庁成育局長通知（令和5年4月12日付けこ成環第5号）により、条例中放課後児童支援員の要件を、研修計画を定めた上で、2年以内に研修を修了することを予定している者に改める。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>公布の日</p>
3 条例改正に係る根拠法令	地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号
4 条例改正に伴う影響、効果等	放課後児童支援員とみなす規定を改正することにより、放課後児童支援員の確保が引き続きしやすくなる。

第55号議案	瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
担当課・係名	保育課 保育係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例中所要の事項を改正するため。</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>書面で行うと規定しているものについて、電磁的記録により行えるよう定めるもの。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を改正し、施行期日を公布の日とする。</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）</p>
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>家庭的保育事業者等が作成する記録等について、書面に代えて電磁的記録により作成等ができるようになる。</p>

第56号議案	瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
担当課・係名	保育課 保育係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正等に伴い、条例中 所要の事項を改正するため。</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>書面で行うと規定しているものについて、電磁的記録により行 えるよう定めるもの。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を改正し、施行期日を公布の日とする。</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども ・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第 39号）</p> <p>(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に 関する法律（平成18年法律第77号）</p>
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>特定教育・保育施設等における記録等について、書面に代えて電 磁的記録により作成等ができるようになる。</p>

第57号議案	瀬戸市附属機関設置条例の一部改正について
担当課・係名	教育政策課 企画係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>瀬戸市国際未来教育特区学校審議会を廃止するに当たり、条例中 所要の事項を改正する必要があるため。</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>瀬戸SOLAN学園の設置者が、構造改革特別区域法第12条 第2項に規定する学校設置会社から学校法人となったことにより 瀬戸市国際未来教育特区学校審議会がその担当事務を行う必要が なくなったため当該審議会を廃止するもの。</p> <p>※学校設置会社：学校教育法第4条第1項の認可を受けて学校を設 置することができる株式会社</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>公布の日</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）</p>
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>特区の認定を受けた学校設置会社が設置する学校が廃止されたた め、当該学校に係る審議会を廃止することにより、学校に関する市 の担当事務がなくなる。</p>

第 5 8 号議案	市道路線の認定について
担当課・係名	維持管理課 管理係
1	議案の概要 市道路線について、高根 1 6 号線を認定するもの

2 予算関係

第 5 9 号議案 令和 5 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 6 号）

第 6 0 号議案 令和 5 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 6 1 号議案 令和 5 年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

3 決算認定関係

認定第 1 号 令和 4 年度瀬戸市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2 号 令和 4 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3 号 令和 4 年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4 号 令和 4 年度瀬戸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5 号 令和 4 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6 号 令和 4 年度瀬戸市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

認定第 7 号 令和 4 年度瀬戸市下水道事業会計決算の認定について

4 人事関係

同意第17号 瀬戸市教育委員会委員の任命について（教育部教育政策課）
瀬戸市教育委員会委員の任期満了（令和5年9月30日）に伴うもの

同意第18号 瀬戸市教育委員会委員の任命について（教育部教育政策課）
瀬戸市教育委員会委員の任期満了（令和5年9月30日）に伴うもの

5 報告関係

報告第11号 令和4年度瀬戸市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、
実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を報告するもの

報告第12号 令和4年度瀬戸市公営企業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、
水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率を報告するもの

報告第13号 令和4年度瀬戸市一般会計予算継続費の精算について

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、議会に報告するもの

報告第14号 令和4年度瀬戸市水道事業会計継続費の精算について

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、議会に報告するもの

報告第15号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から市長の専決処分
事項として指定を受けた損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について、
同条第2項の規定により議会に報告するもの

	専決年月日	事故の概要	損害賠償の額及び和解の内容
1	令和5年 6月16日	令和5年5月11日にじの丘小学校において、相手方が児童の指導をしていた際、後方から駆け寄った児童が相手方眼鏡をつかみ取り、当該眼鏡が破損した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金55,980円を支払う。 (瀬戸市過失割合100%)

報告第16号 放棄した債権の報告について

瀬戸市債権管理条例第17条第1項の規定に基づき、債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの

- (1) 放棄をした債権の名称
水道料金及び手数料
- (2) 放棄をした債権の件数及び金額
件数 405件 金額 1,342,316円
- (3) 債権を放棄した日
令和5年3月31日

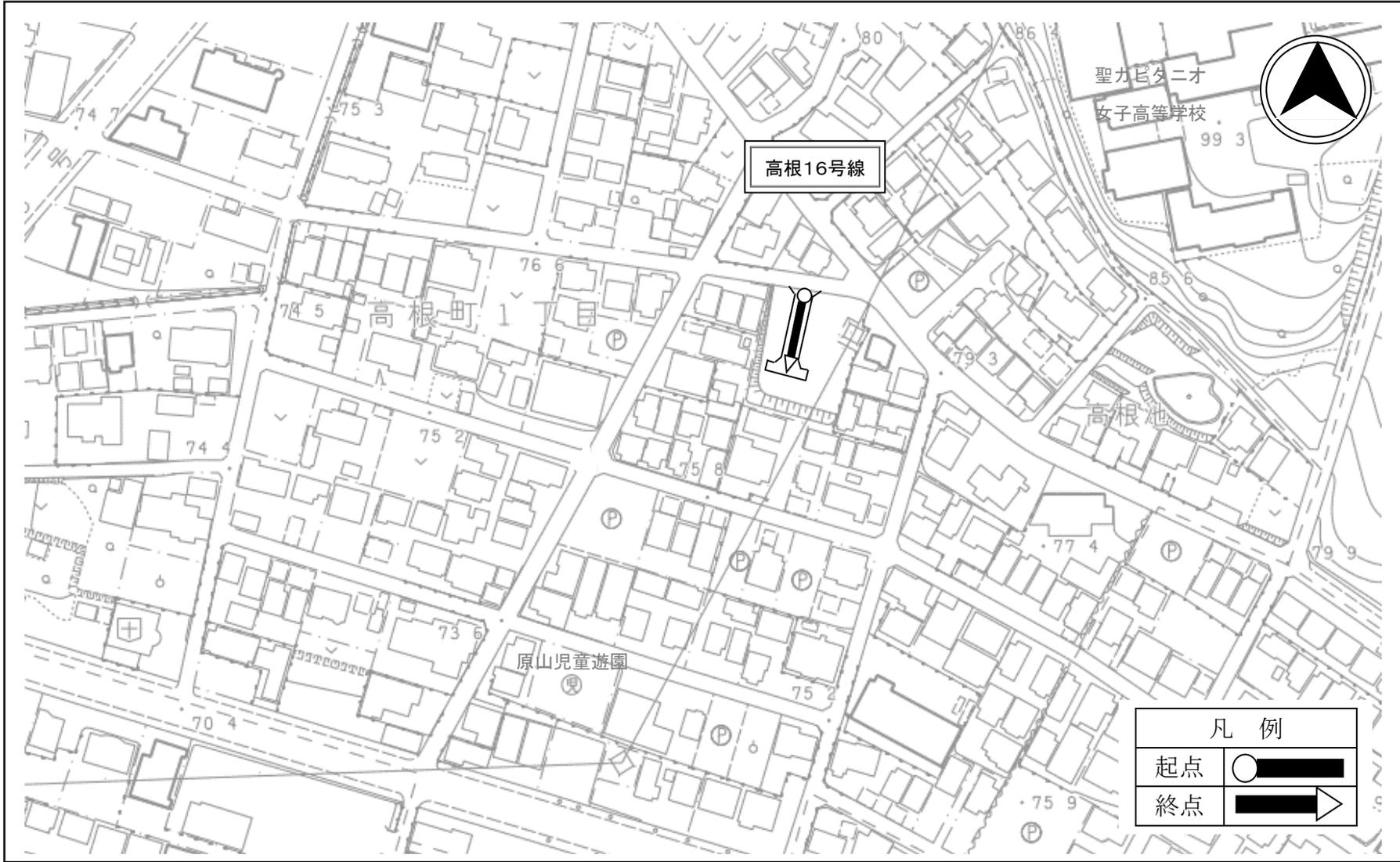
6 提出関係

地方自治法第243条の3第2項の規定により、出資法人等について経営状況を説明する書類を提出するもの

- (1) 令和4年度瀬戸市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- (2) 令和4年度一般財団法人瀬戸市開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- (3) 令和4年度瀬戸まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
- (4) 令和4年度公益財団法人瀬戸市文化振興財団の経営状況を説明する書類の提出について

認定路線図

参考資料第58号議案



令和5年度 9月補正予算(案)概要

1 予算概要

(単位:千円)

	当 初 A	3月補正(追加)から 6月補正(追加)まで B	9月補正 C	C の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C	対前年同期比
				国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源		
一 般 会 計	41,210,000	1,454,710	559,625	66,707	198,000	① 57,731	② 237,187	43,224,335	102.1%
特 別 会 計	25,115,000		156,170	2,479		2,765	150,926	25,271,170	100.3%
国民健康保険事業	11,593,000		3,960				3,960	11,596,960	96.8%
介護保険事業	11,169,000		152,210	2,479		2,765	146,966	11,321,210	104.1%
企 業 会 計	8,563,504	0						8,563,504	99.8%
下水道事業	5,067,715	0						5,067,715	121.9%
合 計	74,888,504	1,454,710	715,795	69,186	198,000	60,496	388,113	77,059,009	101.2%

①「その他」の説明
・繰入金 57,005
・諸収入 726

②「一般財源」の説明
・繰入金 27,130
・繰越金 210,057

2 一般会計

(1) 新型コロナウイルス感染症関連(電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分)

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
民 生 費	一般管理(生活困窮者食糧支援)	500				500	エネルギー・食料品価格等の物価高騰により生活に困窮し、一時的に食料の確保が困難となっている方を支援するため、食料を支給するもの。
	高齢者施設物価高騰対策支援金	3,500				3,500	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている地域包括支援センターを支援するため、1事業所当たり50万円の支援金を給付するもの。
	地域型保育事業所運営費等補助金	972	324			648	エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策として、県支出金を受け、給食費の値上げをすることなく栄養バランスや量を確保した給食を提供するため、事業者へ補助金を交付するもの。
	民間保育所運営費補助金	18,072	6,024			12,048	エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策として、給食費の値上げをすることなく栄養バランスや量を確保した給食を提供するため、委託料の増額を行うもの。
	公立保育所運営	2,484				2,484	エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策として、給食費の値上げをすることなく栄養バランスや量を確保した給食を提供するため、委託料の増額を行うもの。
農 林 水 産 業 費	配合飼料価格高騰対策支援金	6,800				6,800	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生産者を支援するため、配合飼料価格の高騰分に対し支援金を給付するもの。
	粗飼料価格高騰対策支援金	1,150				1,150	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生産者を支援するため、粗飼料価格の高騰分に対し支援金を給付するもの。

(2) その他の主な内容

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
総 務 費	公共施設再生整備	7,506				7,506	東明小学校跡地の利活用のため、敷地内に存在する私有地を購入する費用を計上するもの。
	シティプロモーション推進	2,000				2,000	藤井聡太さんの最年少名人・七冠達成をお祝いするため、「藤井聡太さんお祝い花火実行委員会」への負担金を計上するもの。
民 生 費	各園施設整備	16,726			11,000	5,726	老朽化が進んでいる品野西保育園の給食室の環境改善を行うため、改修に係る工事請負費、備品購入費及び工事期間中の給食配達に係る委託料を計上するもの。
	保育所管理運営	2,251				2,251	
土 木 費	道路維持管理(緊急自然災害防止対策事業分)	21,900		21,900			災害の発生を予防するため、法面の補修等に係る設計業務委託や路肩の修繕工事に係る費用を追加するもの。
	河川環境整備	172,890		159,600		13,290	6月2日の大雨により被害を受けた護岸等の復旧に対応するため、工事請負費等の費用を追加するもの。 また、河川氾濫などの浸水被害を防止するため、浚渫工事に係る費用を追加するもの。
	排水路維持(緊急自然災害防止対策事業分)	16,500		16,500			災害の発生を予防するため、排水路整備工事に係る費用を追加するもの。
	公園施設整備(かもが池緑地人道橋改築工事分)	9,240				9,240	利用者の安全を確保するため、かもが池緑地内の人道橋を改築するための費用を計上するもの。
教 育 費	会計年度任用職員(「ラーケーションの日」実施)	17,778	17,778				
	一般管理(「ラーケーションの日」実施)	1,791	1,791				
	小学校施設整備(にじの丘学園学級増対応分)	13,770				13,770	児童生徒数の増加に対応するため、にじの丘学園の多目的室を普通教室に転用する費用を計上するもの。
	図書館施設整備	33,500			30,000	3,500	老朽化した図書館の長寿命化を図るため、工事に係る設計業務委託費用を計上するもの。

(3) 繰越明許費の追加

中水野駅地区区画整理事業、図書館施設整備事業

(4) 地方債の変更及び追加

河川環境整備、道路維持管理、排水路維持

3 特別会計

(1) 国民健康保険事業特別会計

産前産後保険料免除制度に係るシステム改修費の補正を行うもの。

(2) 介護保険事業特別会計

令和4年度の国庫支出金等の精算による返還金及び介護保険給付準備基金積立金並びに保険給付費の増額による補正を行うもの。

令和4年度 会計別決算状況

(単位：円)

会計名		歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引額	翌年度へ 繰り越すべき 繰上財	実質収支額	
一般会計		46,933,201,566	44,336,059,068	2,597,142,498	579,860,137	2,017,282,361	
特別 会計	国民健康保険 事業特別会計	11,690,652,991	11,101,654,527	588,998,464	0	588,998,464	
	春雨墓苑事業 特別会計	29,787,058	29,787,058	0	0	0	
	介護保険事業 特別会計	10,746,217,105	10,547,346,186	198,870,919	0	198,870,919	
	後期高齢者医 療特別会計	2,224,660,761	2,214,180,411	10,480,350	0	10,480,350	
企業 会計	水道事業会計	収益的収入 及び支出	2,819,450,234	2,373,954,891	—	—	—
		資本的収入 及び支出	178,378,100	1,574,845,920	—	—	—
	下水道事業会計	収益的収入 及び支出	2,334,320,328	2,243,660,706	—	—	—
		資本的収入 及び支出	1,373,625,750	1,763,214,431	—	—	—

行政委員会委員名簿

令和5年7月20日現在

教育委員会委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 千春	R3. 10. 1	R3. 10. 1	R7. 9. 30
小澤 慎太郎	R2. 10. 1	R2. 10. 1	R6. 9. 30
竹川 典子	R2. 10. 1	R2. 10. 1	R6. 9. 30
稲垣 遼	R4. 10. 1	R4. 10. 1	R8. 9. 30
青山 貴彦	R1. 10. 1	R1. 10. 1	R5. 9. 30
田中 直美	R1. 10. 1	R1. 10. 1	R5. 9. 30

公平委員会委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
柴田 朋子	R4. 12. 15	R4. 12. 15	R8. 12. 14
小池 雄三	H27. 7. 6	R5. 7. 6	R9. 7. 5
中嶋 若菜	H29. 9. 30	R3. 9. 30	R7. 9. 29

固定資産評価審査委員会委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
市野 眞知子	H14. 1. 22	R5. 1. 22	R8. 1. 21
鈴木 洋子	R1. 12. 21	R4. 12. 21	R7. 12. 20
竹本 弘司	R1. 10. 1	R4. 10. 1	R7. 9. 30
加藤 和守	H27. 4. 1	R3. 4. 1	R6. 3. 31
瀧本 友子	H29. 1. 20	R5. 1. 20	R8. 1. 19
伊藤 昌幸	H26. 7. 25	R4. 12. 21	R7. 12. 20

監査委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
鈴木 洋子	R3. 7. 1	R3. 7. 1	R7. 6. 30
伊藤 勝朗	H22. 10. 1	R4. 10. 1	R8. 9. 30
小澤 勝	R5. 5. 12	R5. 5. 12	R9. 4. 30

行政委員会委員名簿

令和5年7月20日現在

選挙管理委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
上川 和子	H28. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
佐野 嘉崇	R2. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
戸田 千里	H28. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
井上 順子	R2. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23

人権擁護委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
大橋 久美子	H10. 3. 1	R4. 4. 1	R7. 3. 31
野田 真澄	H17. 7. 1	R2. 10. 1	R5. 9. 30
伊藤 良三	H18. 10. 1	R3. 10. 1	R6. 9. 30
加藤 光昭	H29. 4. 1	R5. 4. 1	R8. 3. 31
畔柳 俊雄	H20. 4. 1	R5. 4. 1	R8. 3. 31
矢野 友子	H22. 4. 1	R4. 4. 1	R7. 3. 31
藤本 明伸	H22. 7. 1	R4. 10. 1	R7. 9. 30
今井 順子	H23. 7. 1	R2. 10. 1	R5. 9. 30
中島 富士子	H24. 10. 1	R3. 10. 1	R6. 9. 30
横江 俊次	H25. 4. 1	R4. 4. 1	R7. 3. 31
高島 恵子	H27. 10. 1	R3. 10. 1	R6. 9. 30

副市長（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
大森 雅之	R5. 6. 16	R5. 6. 16	R9. 6. 15

教育長（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 正彦	R4. 10. 1	R4. 10. 1	R7. 9. 30

行政委員会委員名簿

令和5年7月20日現在

農業委員会委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
井上 俊英	R5. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
小澤 早由里	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
加藤 卓夫	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
高島 八十三	R2. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
長江 和春	R5. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
作石 正太郎	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
武田 晴光	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
藤井 義廣	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
矢野 洋三	R5. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
伊藤 憲昭	R2. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
横道 厚子	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
中村 征実	R5. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく瀬戸市の健全化判断比率等の報告（概要）

1 令和4年度瀬戸市健全化判断比率の報告について（第11号）

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	内容
実質赤字比率	—	12.04%	20.00%	標準財政規模に対して、一般会計等の当該年度の赤字額が占める割合
連結実質赤字比率	—	17.04%	30.00%	標準財政規模に対して、瀬戸市の全会計の当該年度の赤字額が占める割合
実質公債費比率	1.9%	25.0%	35.0%	標準財政規模に対して、瀬戸市の全会計と一部事務組合が支出した公債費が占める割合
将来負担比率	—	350.0%		標準財政規模に対して、瀬戸市の全会計と一部事務組合、土地開発公社等の負債が占める割合

2 令和4年度瀬戸市公営企業会計資金不足比率の報告について（第12号）

	公営企業会計	資金不足比率	経営健全化基準	内容
資金不足比率	水道事業会計	—	20.0%	公営企業ごとの事業規模に対して、資金不足額が占める割合
	下水道事業会計	—		

令和4年度瀬戸市一般会計予算継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較					
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支 出 済 額	左 の 財 源 内 訳			年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	
					特 定 財 源				特 定 財 源				特 定 財 源				
					国 県 支 出 金	市 債	そ の 他		一 般 財 源	国 県 支 出 金	市 債		そ の 他	一 般 財 源	国 県 支 出 金		市 債
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
2	総務費	1 総務管理費	庁舎空調設備更新事業	3	22,050,000	19,800,000	2,000,000	250,000	22,050,000	19,800,000	2,000,000	250,000	0		0	0	0
				4	280,000,000	252,000,000	25,000,000	3,000,000	277,799,000	250,000,000	25,000,000	2,799,000	2,201,000		2,000,000	0	201,000
				計	302,050,000	271,800,000	27,000,000	3,250,000	299,849,000	269,800,000	27,000,000	3,049,000	2,201,000		2,000,000	0	201,000
3	民生費	1 社会福祉費	福祉保健センター更新事業	3	57,000,000	51,300,000	5,000,000	700,000	50,259,649	45,200,000	4,000,000	1,059,649	6,740,351		6,100,000	1,000,000	▲ 359,649
				4	35,000,000	29,700,000	3,000,000	2,300,000	39,847,951	35,700,000	3,000,000	1,147,951	▲ 4,847,951		▲ 6,000,000	0	1,152,049
				計	92,000,000	81,000,000	8,000,000	3,000,000	90,107,600	80,900,000	7,000,000	2,207,600	1,892,400		100,000	1,000,000	792,400

令和4年度瀬戸市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画		実績		比較	
				年割額	左の財源内訳	支払義務発生額	左の財源内訳	年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳
					損益勘定留保資金		損益勘定留保資金		負担金
1	1	穴田配水場 更新事業	令和3	円 0	円	円 0	円	円 0	円
			令和4	795,000,000	795,000,000	563,053,700	563,053,700	231,946,300	231,946,300
			計	795,000,000	795,000,000	563,053,700	563,053,700	231,946,300	231,946,300